

## 条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百条」を「第三百条の二」に、「第三百七十六条」を「第三百七十六条の二」に、「第三百九十二条」を「第三百九十二条の二」に、「第四百三十六条」を「第四百三十七条」に改める。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条中「同条」を「省令第五条」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十四条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三十五条を次のように改める。

（衛生管理等）

第三十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十四条に規定する基準の例によることとする。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第三十六条の二 身体拘束等の禁止に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

第四十四条第一項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十三条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第一項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」と

あるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第七条において準用する省令第五条第二項」と、第二十八条中「第二十七条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第二十七条」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条第二項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十四条の四中「省令第二十七条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十三条の四において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第四十九条第一項中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とある

のは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第一項において準用する省令第四十条の二」と読み替えるものとする。

第四十九条第二項中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十六条第一項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十四条」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十条の二」と、第四十五条中「第四十四条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十四条」と、第四十六条中「第四十五条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十五条」と、第四十七条中「第四十七条」とあるのは「第四十八条第二項において準用する省令第四十七条」と読み替えるものとする。

第六十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改

める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第七十一条に規定する基準の例によることとする。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第七十六条において準用する省令第三十五条の二第二項」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条まで」を「第四十一条の二まで」に改め、「第五十六条第一項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十六条において準用する省令第四十条の二」と」を加える。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、就労定着支援に係る指定障害福

社サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条を次のように改める。

（衛生管理等）

第九十二条 衛生管理等に係る基準は、省令第九十条に規定する基準の例によることとする。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条及び第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、

同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

第九十五条の五中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省令第十一条」との下に「第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第六十条第一項」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条の五において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十五条の五において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十五条の五」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第九十三条の五」に改め、「省令第八十五条」との下に「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第九十三条の五において準用する省令第九十条」とを加える。

第一百十条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百五条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百五条において準用する省令第四十条の二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第一百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第一百十条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条、第七十六条」を「第七十六条」に改め、「省令第十一条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第七十三条」を「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十五条の四において準用する省令第九十条」に改める。

第二百二十三条中「第三十五条」を「第三十四条（第一項及び第二項を除く。）」に改め、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十四条」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第三百三十六条において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第四百九十九条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十二条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計



画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第四百九十九条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百九十九条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第四百九十九条」と、同項第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第九十一条中「第九十二条中「第九十条」とあるのは「第六十二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第四百九十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四百九十九条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「省令第十一条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第七十三条」を「第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第六十条第一項」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百九十九条の四において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条の四」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第四百九十九条の四」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第六十二条の四」に改め、「省令第七十九条」との下に「、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第六十二条の四において準用する省令第九十条」とを加える。

第五百十八条第二項第四号中「第七十三条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第五百十九条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に改め、「第七十五条」を削り、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第五十九条において準用する前条」と、第九十七条中「第六十条」とあるのは「第七十一条において準用する省令第六十条」と読み替えるものとする。

第五十九条の四中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条、第七十六条」を「第七十六条」に改め、「省令第十一条」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第三十五条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第四十条の二」とを加え、「、第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第七十三条」とを削り、「省令第七十九条」との下に「、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十一条の四において準用する省令第九十条」とを加える。

第七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受

けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。  
第七十二条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」  
に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同  
条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第八十四条において準  
用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第八十四条にお  
いて準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは  
「第七十二条において準用する第四百六条第一項」と、第二十四条第二項中  
「第二十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百六条  
第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第八十四条に  
おいて準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」  
とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七  
条中「第三十六条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第三十六条」  
と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令  
第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第八十四条に  
おいて準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあ  
るのは「第七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ  
るのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労  
移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中  
「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二  
項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第六  
十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第  
二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十  
条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十二条において  
準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第八十四条」  
と、同項第五号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、同項第六号中「第七  
十六条」とあるのは「第八十四条」と、第八十七条中「第八十五条」とあるの  
は「第八十四条において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十  
四条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条第一項」と、  
第九十二条中「第九十条」とあるのは「第八十四条において準用する省令第九  
十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用  
する前条」と、第四百四十七条中「第六十条」とあるのは「第八十四条におい  
て準用する省令第六十条」と、第五百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指  
定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定

める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第八十四条において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。第八十三条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十五条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第九十七条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第四百六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六条の二中「第三十五條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七条中「第三十六條」とあるのは「第九十七条において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「第九十七条において準用する省令第四十條」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「第九十七条において準用する省令第四十條の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ



いて準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九十四条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百六条第二項」と、第三十四条の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十六條」と、第四十一条中「第四十條」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十條」と、第四十一条の二中「第四十條の二」とあるのは「第二百六条において準用する省令第四十條の二」と、第五十二条中「第五十一條」とあるのは「第二百六条において準用する省令第五十一條」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」

と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第四百七十七条中「第六十条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第六十条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九十四条の二中「就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下この節において「指定就労定着支援」という。）」を「指定就労定着支援」に改める。

第九十四条の三中「指定就労定着支援の事業を行う者（以下この節において「指定就労定着支援事業者」という。）」を「指定就労定着支援事業者」に改める。

第九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の十二において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を、「準用する第二十二条第二項」との下に「、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十三条の二」と、第三十五条中「第三十四条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第三十四条」とを、「省令第四十条」との下に「、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百六条の二十において準用する省令第四十条の二」とを加える。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるこ

とを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第二百一条の二の十中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改



め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第三十六条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において読み替えて準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の二の十」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の十一」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項及び第九十八条の六第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の二の十」と読み替えるものとする。

第二百一条の十一に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の十二中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十二条中「第十一条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第三十四条の二中「第三十三条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第四十条の二」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める

者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十八条の五第一項中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、同項及び同条第二項中「共同生活援助計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第九十八条の六中「第二百一条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十九条中「第二百十一条」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十一条」と読み替えるものとする。

第二百十條第一項中「第三十七條から」を「第三十四條の二、第三十六條の二から」に、「第六十一條まで」を「第六十二條まで」に改め、「第三項を除く。）」の下に「、第七十六條」を、「第四項を除く。）」の下に「、第八十八條から第九十條まで」を加え、「第九十四條の」を「第九十二條から第九十四條までの」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第十條中「第九條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第九條」と、第十二條中「第十一條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第十一條」と、第十六條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項及び第三項、第二百十條第三項及び第五十六條第二項及び第三項並びに第二百十條第四項において準用する第二百五十七條第二項及び第三項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百十條第二項において準用する第八十四條第二項、第二百十條第三項及び第五項において準用する第二百五十七條第二項」と、第三十四條の二中「第三十三條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十三條の二」と、第三十六條の二中「第三十五條の二」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十五條の二」と、第三十七條中「第三十六條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第三十六條」と、第四十一條中「第四十條」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する省令第四十條」と、第四十二條中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その

提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三号中「次条」とあるのは「第二百十条第一項」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第二百二十三号第一項」と、第八十三条第一項中「静養室、医務室及び多目的室」とあるのは「及び多目的室」と、同条第二項第一号イ中「一の訓練・作業室の面積は、定員一人当たり三・三平方メートル以上とする」とあるのは「訓練又は作業に支障がない広さを有する」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第二百二十三号第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二百十条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三号第二項において準用する省令第七十三条」と及び「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第三項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三号第三項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十

二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第四項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」及び「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条中「第七十三条」とあるのは「第二百二十三条第五項において準用する省令第七十三条」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

第二百十二条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百三十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百四十四条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二百五十四条中「第二百六十条」を「第二百六十条第一項」に改める。

第二百五十五条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される

ことを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  
第二百五十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百五十五条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第四十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百五十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百五十八条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百五十八条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十五条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二百六十七条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第五十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百七十一条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第二百七十六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百八十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二百九十三条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百九十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二百九十三条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第二百九十五条を次のように改める。

(衛生管理等)

第二百九十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十七条に規定する基準の例によることとする。

第三百条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第三十二条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百十二条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百十六条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百十六条 衛生管理等に係る基準は、省令第四十八条に規定する基準の例によることとする。

第三百十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十二条の二」とを加える。

第三百二十三条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に「、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第五十五条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に「、第三百十六條中「第四十八条」とあるのは「第五十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百二十八条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に「、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六

十一條において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十条」との下に、「第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十五条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第三百三十七条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第七十条において準用する省令第三十二条の二」とを、「省令第四十四条」との下に、「第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第七十条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百三十九条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第三百三十九条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第三百五十条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三百五十二条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十五条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百六条中「第四十八条」とあるのは「第八十五条において準用する省令第四十八条」とを加える。



第三百五十五条中「第三百条まで」を「第三百条の二まで」に改め、「準用する前条」との下に、「第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第十八条において準用する省令第二十五条の二」とを、「省令第三十二条」との下に、「第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第八十八条において準用する省令第三十二条の二」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第八十八条において準用する省令第四十八条」とを加える。

第三百六十条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百六十二条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百六十四条第二項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第三百七十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百七十一条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百七十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百七十二条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十四条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十三条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百七十三条 衛生管理等に係る基準は、省令第十五条に規定する基準の例によることとする。

第三百七十四条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第三百七十六条中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百七十六条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十八条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百七十八条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百八十一条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三百八十三条第二項第三号中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第三百八十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三百八十七条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三百八十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三百八十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第十三条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百八十九条を次のように改める。

(衛生管理等)

第三百八十九条 衛生管理等に係る基準は、省令第十四条に規定する基準の例によることとする。

第三百九十条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第三百九十二条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三百九十二条の二 虐待の防止に係る基準は、省令第十七条の二に規定する基準の例によることとする。

第三百九十四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三百九十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四百十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第四百十九条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四百二十八条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四百二十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四百二十八条の二 業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第三十五条の二に規定する基準の例によることとする。

第四百三十条を次のように改める。

(衛生管理等)

第四百三十条 衛生管理等に係る基準は、省令第三十七条に規定する基準の例によ

ることとする。

第四百三十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四百三十七条 虐待の防止に係る基準は、省令第四十三条の二に規定する基準の例によることとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。